

「セルフメディケーション税制」をご存知ですか？

・セルフメディケーション税制とは！！

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。（以上 厚生労働省 HP より）

・どれが「スイッチ OTC 医薬品」なの？

「セルフメディケーション税制」では「スイッチ OTC 医薬品」を購入した際にその購入費用について所得控除を受けることができるもの、とありますがこの「スイッチ OTC 医薬品」平成 29 年 6 月 19 日現在までで約 1600 種類以上の対象品目があり全てを把握するのは困難です。そこで、どれが対象品目か目印になるのが右記のマークです。諸々の理由によりシールで対応されているドラッグストアさんもあるようですが、対象品目には必ずこのマークがあるので是非参考にしてください。



・セルフメディケーション税制はいくらから対象？

「スイッチ OTC 医薬品」を購入した金額が 1 万 2 千円を超え、8 万 8 千円までが対象となり、この購入金額は「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含んだ金額となります。

・金額がわかるものを持って手続きすれば控除される？

セルフメディケーション税制は健康の増進及び予防への取り組みの一環なので、健康診断やがん検診、予防接種等を受け健康管理をしていることも条件となります。その他にも所得税や住民税を納めているといった条件もあります。また、条件を満たしていた場合でも、このセルフメディケーション税制は従来の医療費控除制度（10 万円を超えた所得控除）とあわせて利用することは出来ないので注意して下さい。

・結局「セルフメディケーション税制」の対象とは！！

- 1 所得税と住民税を納税している
- 2 予防接種や健康診断等を受けている
- 3 スイッチ OTC 医薬品を 1 万 2 千円超購入している
- 4 従来の医療費控除制度を適用しない

以上を満たした方が対象となるので、レシートや領収書は捨てずに保管し、確定申告をして、健康の増進、予防に努めましょう！！

※その他「セルフメディケーション税制」の詳細については厚生労働省にお問合わせ下さい。